

# パートナーシップ宣誓 手続きガイドブック



茨木市



# パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方がセクシュアルマイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合う関係であると宣誓したことを市が証明する制度です。

宣誓されたお二人には、その証明として受領証（カード型）を交付します。

この制度に法的効力はありませんが、様々な場面でできる限り婚姻関係に準じた取り扱いがなされることを期待して、導入するものです。

市の窓口などで受領証を提示することにより、婚姻関係に準じた取り扱いを行う事務があります。対象になる事務は、市ホームページをご確認ください。民間サービスでの利用については、取り扱い可否も含めて、各サービス提供者にご確認ください。

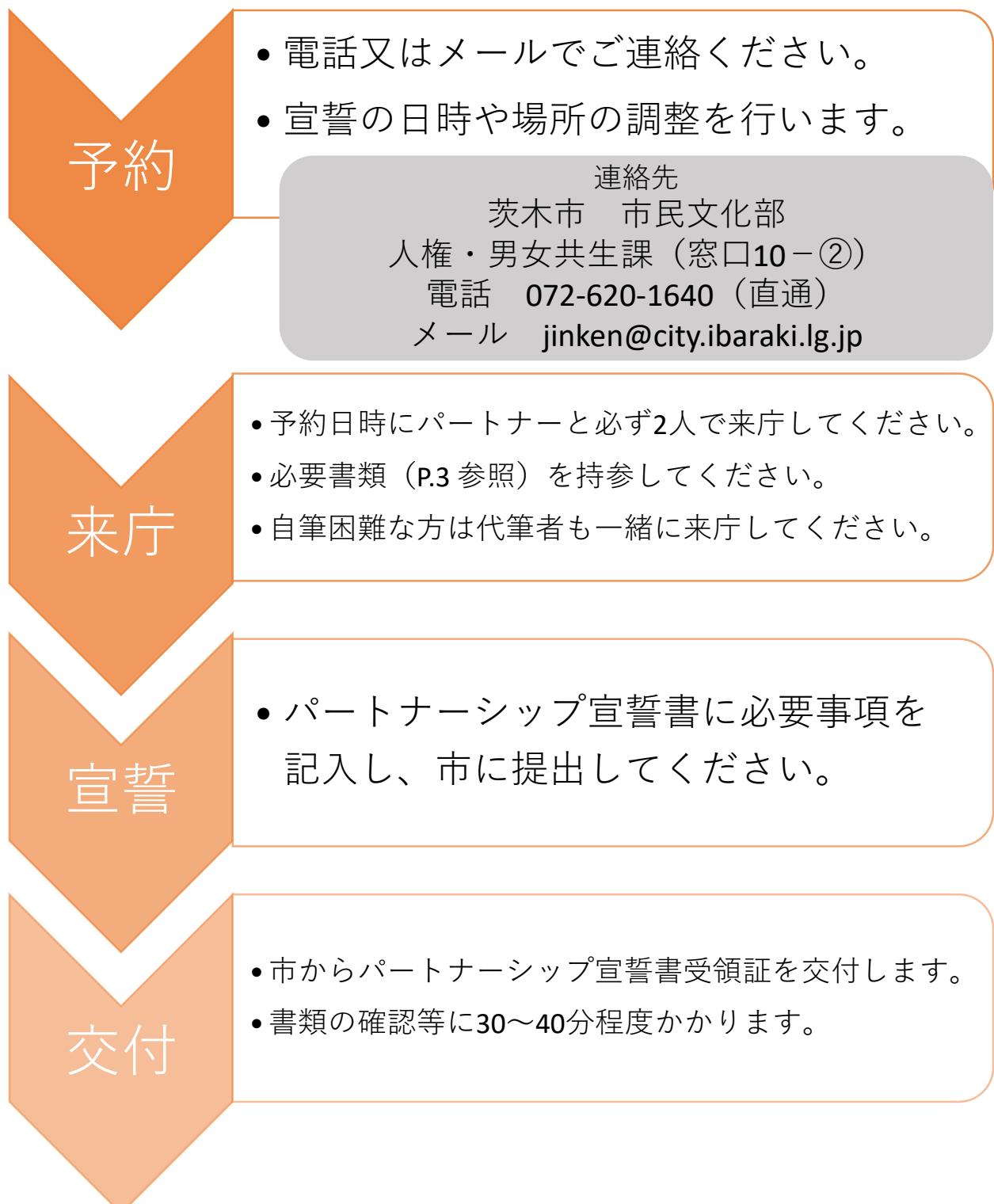
# 目次

---

I. パートナーシップ宣誓をするために	
i. 手続きの流れ	1
ii. 宣誓をすることができる方	2
iii. 宣誓に必要なもの	3
II. パートナーシップ宣誓書受領証について	
i. 受領証を受け取るには	5
ii. 紛失、毀損、汚損した場合	6
iii. 返還する場合	6
iv. 住所や氏名を変更した場合	7
III. パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携	
i. 制度の内容	8
ii. 茨木市に転入するときの手続き	9
iii. 茨木市から転出するときの手続き	9
IV. よくある質問	10
【参考】	
各提出書類の様式	12
茨木市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱	18

# I. パートナーシップ宣誓をするために

## i. 手続きの流れ



## ii. 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓をするには以下の条件を満たしている必要があります。

少なくともいずれか一人がセクシュアルマイノリティであること。

二人ともが成年に達していること。

- 18歳以上の方。

少なくともどちらか一人が茨木市民、又は市内への転入を予定していること。

- 宣誓者のうち少なくともどちらか一人が、茨木市内に住所を有する、又は転入を予定している方。

二人とも、配偶者や他のパートナーがないこと。

- 宣誓をしようとする相手の他に、事実上の婚姻関係にある者を含む配偶者がいない方。
- 宣誓をしようとする相手の他に、他の自治体等でパートナーシップ宣誓をしている人がいない方。

二人が近親者の関係ないこと。

- 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係ない方。
- ただし、宣誓するお二人が養子縁組をしている場合は宣誓できます。

### iii. 宣誓に必要なもの

3か月以内に発行されたもの

#### 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 現住所を証明します。
- 本市に転入予定の方は、前住所地で発行された**転出証明書**が必要です。また、1か月以内に転入後の住民票を提出してください。
- 宣誓する二人が同一世帯の場合、一通を提出してください。

#### 現に婚姻をしていないことを証明する書類

- 配偶者がいないことを証明します。
- **戸籍抄本、独身証明書**などが有効です。
- 外国籍の方は大使館等公的機関が発行する**婚姻要件具備証明書**（日本語訳を添付）を提出してください。

#### 官公署が発行した顔写真付きの証明書

- 本人であることを確認します。
- **マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、その他官公署発行の免許証**などが有効です。（P.4 参照）
- 通称名で宣誓する場合、上記と、通称名を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的にわかるもの2種類。（P.4 参照）

その他、市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

# 本人確認書類の例

## 1枚の提示で足りるもの

- 運転免許証
- 個人番号カード（マイナンバーカード）（写真付き住民基本台帳カード）
- 旅券（パスポート）
- 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書
  - 海技免状
    - 船員手帳
    - 戦傷病者手帳
    - 身体障害者手帳
    - 療育手帳
    - 在留カード又は特別永住者証明書
- 小型船舶操縦免許証
- 電気工事士免状
- 宅地建物取引士証
- 教習資格認定証

## 2枚以上の提示が必要なもの

- 写真の貼付のない住民基本台帳カード
- 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証
- 共済組合員証
- 国民年金手帳
- 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書
- 共済年金又は恩給の証書

※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの  
(上記「1枚の提示で足りるもの」に掲げる書類を除く。)

「※」の書類のみが2枚以上あっても本人確認できませんので、ご注意ください。

## 通称名が記載されたものの例

- 各種郵便物、ハガキ、年賀状、宅配便伝票、病院の診察券、各種会員証、電気・ガス・水道の検針票や請求書、社員証、学生証、各種名簿、国民健康保険・健康保険・後期高齢医療保険の被保険者証など

## II. パートナーシップ宣誓書受領証について

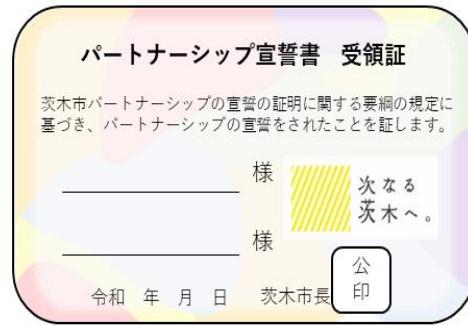
### i. 受領証を受け取るには

パートナーシップ宣誓書を提出し受理されると、「パートナーシップ宣誓書受領証」が交付されます。提出書類、宣誓書、要件等に不備がない場合、宣誓日当日に受領証を受け取ることができます。（内容確認等に**30分～40分**ほど時間を要します。）

受領証は3種類から選ぶことができます。



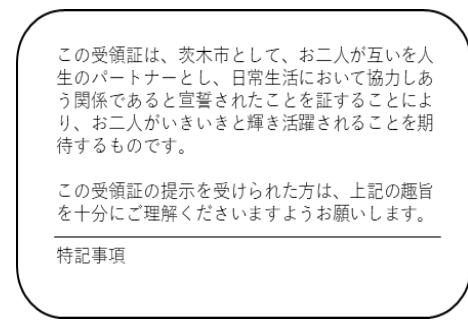
虹デザイン



カラフルデザイン



若園公園バラ園デザイン



裏面（共通）

## ii. 紛失、毀損、汚損した場合

紛失、毀損、汚損等により受領証の再交付を希望するときは、事前に人権・男女共生課まで連絡をし、下記を持って来庁してください。紛失した受領証が発見された場合は、発見した受領証（初めに交付された受領証）を返還してください。

### 【紛失の場合】

- 再交付申請書（様式第4号）
- 本人確認書類（P.4参照）

### 【毀損、汚損の場合】

- 毀損、汚損した受領証
- 再交付申請書（様式第4号）
- 本人確認書類（P.4参照）

## iii. 返還する場合

次の場合は受領証を市に返還してください。

- ①二人の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。
- ②二人がともに市内に住所を有しなくなったとき。

※大阪府内のパートナーシップ宣誓制度を実施している自治体に転出した場合は茨木市への返還は不要です。（P.8参照）

- ③どちらかが亡くなられたとき。
- ④その他宣誓の要件を満たさなくなったとき。
- ⑤宣誓書を提出した時点において要件に該当していないことが判明したとき。

右記を持って来庁してください。

### 【返還届（様式第6号）】

- 受領証
- 本人確認書類（P.4参照）

## iv. 住所や氏名を変更した場合

住所又は氏名（通称を含む）に変更があったときは、事前に人権・男女共生課まで連絡をし、下記を持って来庁してください。

### 【住所変更の場合】

- パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）
- 変更前の受領証
- 本人確認書類（P.4参照）
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

### 【氏名変更の場合】

- パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）
- 変更前の受領証
- 本人確認書類（P.4参照）
- 戸籍抄本

### 【通称変更の場合】

- パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）
- 変更前の受領証
- 本人確認書類（P.4参照）
- 通称名を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的にわかるもの2種類。（P.4参照）

### III. パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携

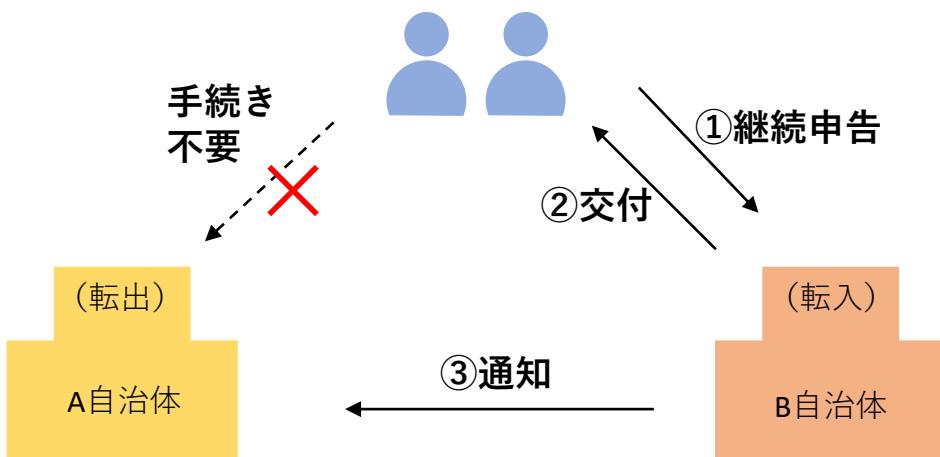
#### i. 制度の内容

大阪府又は府内自治体のパートナーシップ宣誓制度により宣誓した人が、府内パートナーシップ宣誓制度を実施している自治体（以下、対象自治体）間で転出・転入した場合、以下のとおり宣誓手続きの負担を軽減します。

- ・転出地の自治体への宣誓書受領証の**返還手続きを省略**できます。
- ・転出地の自治体で発行した宣誓書受領証を転入地の自治体に提出することで、**現に婚姻していないことを証明する書類の提出を省略**できます。

**【対象自治体】** 大阪府、大阪市、堺市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、松原市、大東市、交野市  
(令和5年10月現在)

A自治体でパートナーシップ宣誓をした二人が  
対象自治体であるB自治体に引っ越しをする場合



## ii. 茨木市に転入するときの手続き

来庁または郵送で下記必要書類と本人確認書類（P.4参照）を揃えて手続きしてください。来庁の場合は、事前に入権・男女共生課までご連絡ください。

パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第3号）

転出地の自治体の宣誓書受領証（2名分）

住所地の変更を証する書類（2名分）

切手付き返信用封筒 ※郵送の場合

## iii. 茨木市から転出するときの手続き

転出先の自治体に来庁または郵送（※1）で、上記必要書類（※2）と本人確認書類（※3）を揃えて、手続きしてください。

### 注意事項

.....

- ※1 大東市に転出される場合は、郵送では手続きできません。
- ※2 パートナーシップ宣誓継続申告書は転出先の様式をご使用ください。
- ※3 転出先の自治体が定めるものをご準備ください。

## IV. よくある質問

---

Q. 宣誓をする際に費用はかかりますか？

A. 費用はかかりません。ただし、パートナーシップ宣誓をする際に提出する、住民票の写しや戸籍抄本などの必要書類の交付手数料はご負担いただきます。

Q. 宣誓は同居をしていなければできませんか？

A. 同居をしていなくてもできます。

Q. パートナーと養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A. 近親者の関係にない場合、パートナーと養子縁組をしてもパートナーシップ宣誓できます。

Q. 受領証はどのような場面で使えますか？

A. 市役所の対象の窓口でご提示いただくと、配偶者と同等の取扱い等の対応が受けられます。対象の窓口や対応の詳細は、下記からご参照ください。



茨木市HP 「茨木市パートナーシップ宣誓制度」

Q. 宣誓書は何年間保存されますか？

A. 受領証が返還された日または返還の要件に該当することとなった日から、5年間です。

Q. 本人以外が代理で宣誓することはできますか？

A. できません。必ず宣誓する二人が揃って来庁してください。宣誓書への記入の際、自筆が困難な方は代筆者と同行することができますが、この場合も本人の立ち合いが必要になります。

Q. 転入予定段階でも宣誓できるのはなぜですか？

A. 茨木市へパートナーと共同生活を送るため等で転入の際、住居の準備等で必要とされる場合が想定されるためです。

## 【参考】各提出書類の様式

様式第1号（第4関係）

(表面)

(あて先) 茨木市長

### パートナーシップ宣誓書

私たち\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_は、  
茨木市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱に規定するパートナーシッ  
プ関係にあり、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名 又は通称		
生年月日	年   月   日	年   月   日
住所		
連絡先 (電話番号)		
代筆者氏名		

※宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆可能です。その場合は、代筆者の  
氏名を記入してください。

受付印欄

## パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは、茨木市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱に基づくパートナーシップ関係にある旨の宣誓をするにあたって、次の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。

記入日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_ふりがな  
(通称) \_\_\_\_\_ふりがな  
(通称) \_\_\_\_\_

要綱の規定	確認事項（該当する項目の右端の□に「✓」を付けてください。）	
第2第2号	一方又は双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力しあうことを約した関係である。	<input type="checkbox"/>
第3第1号	宣誓する当日において、双方が成年に達している。	<input type="checkbox"/>
第3第2号	少なくともいずれか一方が市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	少なくともいずれか一方が市内への転入を予定している。 氏名 _____ 転入予定日 _____年_____月_____日	<input type="checkbox"/>
第3第3号、 第3第4号	双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいない及び宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップ関係にある者がいない。	<input type="checkbox"/>
	双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）の関係はない。（宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。）	<input type="checkbox"/>

## 【市職員記載欄】

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 《顔写真がない場合は2点確認》 ( _____ )
--------	--

※写しは、表面のみとする。

## 様式第3号（第6関係）

年 月 日

(あて先) 茨木市長

## パートナーシップ宣誓継続申告書

茨木市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第6第1項の規定に基づき、茨木市に転入する前に連携自治体から一方又は双方が性的マイノリティでパートナーシップ関係にある旨の証明としてパートナーシップ宣誓書受領証を交付されたこと、及び互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合う関係を継続していることを申告します。

	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名		
(通称名の場合) 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所		
新住所		
	<input type="checkbox"/> 転入済 <input type="checkbox"/> 転入予定（ 年 月 日）	<input type="checkbox"/> 転入済 <input type="checkbox"/> 転入予定（ 年 月 日）
当初（転出地）の 宣誓日	年 月 日	
連絡先 (電話番号)		
代筆者氏名		
確認事項	<input type="checkbox"/> 一方又は双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力しあう関係を継続している。 <input type="checkbox"/> 申告があつたことを茨木市に転入する前の連携自治体に通知することに同意する。	

※宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆可能です。その場合は、代筆者の氏名を記入してください。

## 【市職員記載欄】

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 運転免許証
	<input type="checkbox"/> その他 《顔写真がない場合は2点確認》 ( )		

(郵送申請の場合) 本人あて送付日	年 月 日
転出地自治体への通知日	年 月 日

様式第4号（第8関係）

年　月　日

（あて先）茨木市長

パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

茨木市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第8第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証の再交付を申請します。

	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名又は通称		
(通称の場合) 戸籍上の氏名		
宣誓年月日	年　月　日	

申請者（宣誓者のいずれかに限る。）		
氏名		
住所		
生年月日	年	月　日
電話番号		

再交付を希望する理由 (該当する項目の□に「✓」 を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損・汚損 <input type="checkbox"/> その他（ ）
---	---

【市職員記載欄】

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他《顔写真がない場合は2点確認》 ( ) 
--------	--

様式第5号（第9関係）

年　　月　　日

（あて先）茨木市長

### パートナーシップ宣誓事項変更届

茨木市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第9第1項の規定に基づき、以下のとおり変更があつたことを届け出ます。

	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名又は通称		
(通称の場合) 戸籍上の氏名		
宣誓年月日	年　　月　　日	

届出者（宣誓者のいずれかに限る。）	
氏名	
住所	
生年月日	年　　月　　日
電話番号	

変更する方の氏名		
変更する事項（該当する項目の□に「✓」を付けてください。）		
□ 氏名 又は通称	変更前	
	変更後	（ふりがな）
□ 住所	変更前	
	変更後	

#### 【市職員記載欄】

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 《顔写真がない場合は2点確認》 ( )
--------	--

様式第6号（第10関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

茨木市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第10第1項の規定に基づき、以下の理由により、受領証を返還します。

	宣誓者	宣誓者
ふりがな		
氏名又は通称		
(通称の場合) 戸籍上の氏名		
宣誓年月日	年 月 日	

届出者（宣誓者のいずれかに限る。）	
氏名	
住所	
生年月日	年 月 日
電話番号	

返還理由（該当する項目の□に「✓」を付けてください。）
<input type="checkbox"/> 双方の意思によりパートナーシップ関係が解消された。
<input type="checkbox"/> 双方が共に市内に住所を有しなくなった。
<input type="checkbox"/> 宣誓者的一方が死亡した。
<input type="checkbox"/> 一方又は双方が茨木市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第3第3号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなった。
<input type="checkbox"/> 宣誓書を提出した時点において茨木市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第3に掲げる要件に該当していなかったことが判明した。
<input type="checkbox"/> その他（ ）

【市職員記載欄】

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他《顔写真がない場合は2点確認》 ( )
--------	---

# 茨木市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱

---

## (目的)

第1 この要綱は、茨木市人権尊重のまちづくり条例（平成10年茨木市条例第27号）の趣旨に基づき、パートナーシップ関係にある旨の宣誓の証明に関し必要な事項を定めることにより、多様な生き方を理解し、互いの人権を尊重し合い、誰もがありのままに生きられる社会を目指すことを目的とする。

## (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が同性若しくは両性である者又は性自認が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ関係 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。

## (パートナーシップの宣誓)

第3 市長に対するパートナーシップ関係にある旨の宣誓（以下「宣誓」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者が行うことができるものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること。
- (2) 少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップ関係にある者がいないこと。
- (5) 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）の関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係にある者が養子縁組をしている場合を除く。

## (宣誓の方法)

第4 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、職員及び双方立ち合いの下で、両当事者以外の者にこれを代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  - (2) 市内への転入を予定している者にあっては、その事実が確認できる書類
  - (3) 現に婚姻をしていないことを証明する書類
  - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
  - (2) 旅券
  - (3) 運転免許証
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であって、市長が適當と認めるもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適當と認める書類
- 3 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。
- (宣誓の証明)
- 第5 市長は、第4第1項の規定により宣誓がなされた場合は、当該宣誓があつたことを証明する。
- 2 前項の規定による証明は、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添えて交付することにより行うものとする。（大阪府及び大阪府内の他の自治体のパートナーシップ宣誓証明との相互連携の取扱い）
- 第6 宣誓をしようとする者が、パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定（以下この項において「連携協定」という。）を本市と締結している自治体（第6及び第10において「連携自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓に係る受領証（第6において「連携自治体受領証」という。）の交付を受けている場合であつて、本市に転入後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、連携協定第3条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができる。
- 2 前項の規定により受領証の交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第3号）（第6及び第11において「継続申告書」という。）に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に来庁又は郵送により提出しなければならない。この場合において、当該転入宣誓者の一方又は双方が自ら継続申告書に記入することができないと市長が認めるときは、職員及び双方立ち合いの下で、両当事者以外の者にこれを代筆させることができるるものとする。
- (1) 連携自治体受領証
  - (2) 住所地の変更を証する書類

- 3 転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出元である連携自治体に通知する。
- 4 前3項の規定による手続については、前項の通知に対する転入宣誓者の同意を得られた場合に限り行うことができる。
- 5 市長は、転入宣誓者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求め、郵送による場合は同書類の写しの提出を求めるものとする。
  - (1) 個人番号カード
  - (2) 旅券
  - (3) 運転免許証
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であって、市長が適當と認めるもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適當と認める書類  
(通称の使用)

第7 宣誓をしようとする者は、氏名を使用し難い特別の事情があると市長が認めるとときは、宣誓書に氏名に代えて通称（氏名以外の呼称であって社会生活上通用していると認められるものをいう。以下、同じ。）を使用することができるものとする。この場合における受領証には、氏名に代えて当該通称を記載するものとする。

（受領証の再交付）

第8 第5及び第6の規定により受領証の交付を受けた者が紛失、毀損、汚損等により当該受領証の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号。以下この項において「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証の再交付を受ける場合にあっては、再交付申請書に当該受領証を添えなければならない。

- 2 第4第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 紛失により第1項の規定による受領証の再交付を受けた者は、紛失した受領証を発見した場合は、当該紛失した受領証を市長に返還しなければならない。

（変更届）

第9 受領証の交付を受けた者は、住所又は氏名（通称を含む。）に変更があったときは、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。第3項において「変更届」という。）にその変更に係る事実を確認することができる書類及び変更前の受領証を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 第4第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 市長は、変更届の提出があったときは、変更後の受領証を交付するものとする。

(受領証の返還)

第10 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号）に受領証を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、受領証の紛失その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。
- (2) 双方が共に市内に住所を有しなくなったとき（連携自治体へ転出し、当該連携自治体においてパートナーシップ関係にある旨の宣誓の継続を申告するときを除く。）。
- (3) 一方が死亡したとき。
- (4) 一方又は双方が第3第3号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (5) 宣誓書を提出した時点において第3に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 第4第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(宣誓書の保存)

第11 市長は、宣誓書及び継続申告書を、第10第1項の規定により受領証が返還された日又は受領証の交付を受けた者が同項各号に該当することとなった日のいずれか早い日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から実施する。

## パートナーシップ宣誓手続きガイドブック

令和4年（2022年）9月 発行

茨木市 市民文化部  
人権・男女共生課（窓口10-②）  
電話 072-620-1640（直通）  
メール [jinken@city.ibaraki.lg.jp](mailto:jinken@city.ibaraki.lg.jp)